



大滝区国際交流職員を紹介します

☎ 大滝総合支所 (☎68-6111)

大滝区では、平成元年に姉妹都市協定を結んだカナダ・レイクカウチン町と互いに親善団を派遣するなど、毎年交流を行っています。その他にも、日本で英語を教えることに興味のある方を国際交流職員として大滝区に招き、大滝小・中学校での外国語活動の補助や区民を対象にした英会話教室、福祉施設や大滝保育所、子育てサークルで英会話教室の講師として活動してもらっています。前任のローラ・スプライさんに代わり、11月から新たに国際交流職員として赴任されたクリストフさんにお話を伺いました。



クリストフ・ホフマイスターさん

伊達市の印象は？

自然が豊かで、素敵な町です。

趣味はなんですか？

アウトドアが大好きで、キャンプやスノーボード、ウィンドサーフィン、ハイキングが趣味です。

伊達市の皆さんへメッセージ

平成4年から平成5年まで家族と一緒に大滝に住み、大滝中学校へ通っていました。再び、大滝の地に教師として赴任できたことをうれしく思っています。

日本料理も好きなので、たくさん味わいたいと思っています。町で見かけたら、ぜひ声をかけてください。



65歳以上で運転免許証を自主返納した方へお知らせ

☎ 市民課市民係 (市役所1階①番窓口☎23-3331内線282)

市では、次の条件にあてはまる方に写真付きの住民基本台帳カード(住基カード)を無料で交付しています。

写真付きの住基カードは、運転免許証と同じように公的な身分証明書になります。

対象(すべてにあてはまる方)

- 65歳以上の方
- 運転免許証を自主返納した方
- 写真付きの住基カードを持っていない方

申請方法

警察署で発行される「申請による運転免許の取消通知書」と6ヵ月以内に撮影した顔写真(縦4.5cm×横3.5cm、無帽、無背景のもの)を持参し、担当窓口で申請してください。

有効期限

10年(国外転出や住民票コードを変更したときはその時点で満了)



表面記載事項

氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・有効期限
※外国人住民の方で通称をお持ちの方は氏名とあわせて通称も記載可

その他

- 即日交付はできません。
- 対象以外の方は手数料として500円が必要です。



高額療養費の自己負担限度額が変わります

☎ 保険医療課国民健康保険係（市役所 1 階④番窓口 ☎23-3331 内線281・284～286）

1 ヶ月の間で、医療機関に支払った自己負担額（保険診療外の費用や入院中の食事代などを除く）が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、申請するとその超えた額は高額療養費として払い戻されます。来年 1 月から、70 歳未満の方の自己負担限度額が次のように変更されます。

区分		自己負担限度額（3 回目まで）	自己負担限度額（4 回目以降）
住民税課税世帯	旧ただし書所得 901万円超	252,600円＋ （総医療費－842,000円）× 1 %	140,100円
	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400円＋ （総医療費－558,000円）× 1 %	93,000円
	旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100円＋ （総医療費－267,000円）× 1 %	44,400円
	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※自己負担限度額は、過去 12 ヶ月間の高額療養費支給回数で判断します。
旧ただし書所得は、総所得金額などから基礎控除額（33万円）を差し引いた額になります

主な改正点

今年 12 月までは、区分が「旧ただし書所得が 600 万円超」、「旧ただし書所得が 600 万円以下」、「住民税非課税世帯」の 3 種類に分けられていましたが、来年 1 月からは区分が 5 種類に分けられます。また、区分が細分化されたことで、自己負担限度額の算定基準額も変わりました。

この改正を見込んで、現在、申請を受けてから発行している「限度額適用認定書（限度額適用・標準負担額減額認定証）」の有効期限は今年 12 月 31 日までになっています。来年 1 月以降の「限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」は、交付されている方へ個別にご案内します。また、70 歳未満の方がいる世帯の高額介護合算療養費も同様に改正されます。



知っておきたい福祉の話

☎ 社会福祉課障がい者福祉係（市役所 1 階⑥番窓口 ☎23-3331 内線319・320）

12月3日から9日は「障害者週間」です

「障害者週間」は、平成 16 年の障害者基本法の改正で、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会・経済・文化などのあらゆる分野の活動に積極的に参加する意識を高めることを目的に制定されました。

この週間は、平成 4 年に国連総会で「障害者デー」として定めた 12 月 3 日から、昭和 56 年に日本で「国際障害者年」を記念して「障害者の日」と定められた 12 月 9 日までの一週間を定めたものです。

障がいについて理解し、日常生活や事業活動の中で、配慮や工夫をしてみることで、障がいのある方の社会参加の機会は大きく広がることになります。

この機会に改めて、あなた自身にできることを一緒に考えてみませんか。



障害者週間ポスター最優秀賞作品（内閣府 HP より）